

南部町社会福祉協議会  
生活困窮者食料支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南部町内に居住する者が金銭的に困窮し、食料に困った場合等に、一時的な食料支援を行うことで生活の維持を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、南部町社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 金銭的に困窮し、食料を買うことができない者

(2) その他、会長が特に必要と認めた者

(申請)

第4条 対象者がこの事業を利用しようとするときは「生活困窮者食料支援事業申請書」を会長に提出する。

(支援の決定)

第5条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかに可否を決定し、前条の申請者にその可否を通知しなければならない。

(支援の内容)

第6条 前条の規定により支援が決定した者は、本会職員同行のもと本会の資金により、緊急的に必要な食料品を町内スーパーで購入することができる。但し、酒類は購入することはできない。

2 購入できる金額は、単身世帯は3,000円を上限額とし、2人以上の世帯は、前記の額に1人増えるごとに1,500円追加した額とする。ただし、この場合における額は税込みの額とする。

(利用回数)

第7条 この事業を利用することができる回数は、世帯で同一年度内2回までとする。

(金銭の返還)

第8条 申請内容に虚偽があった場合、購入に充てた金額を全額返還しなくてはならない。

(その他)

第9条 本事業に必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。